

## 小値賀町新しい生活様式普及推進事業についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う緊急経済対策として、小値賀町新しい生活様式普及推進事業を実施しておりますが、**申請期限が3月15日まで**となっております。

※「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」へ申請された方であっても、「小値賀町新しい生活様式普及推進事業」への申請は可能です。ただし、県に申請した物と同一物での申請はできません。

**補助対象者** 以下のすべての項目に該当する者

- ① 申請時点において事業を営む法人又は個人
- ② 町内で事業を実施している者
- ③ 新しい生活様式ガイドライン実施宣言を記入し、店舗に掲載している者  
(感染拡大防止のために、積極的に働きかけを行うこと)
- ④ 町税を滞納していない者
- ⑤ 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でない者

**補助限度額**

1事業者あたり10万円以内 ※消費税は補助対象外となります。

※店舗数に関わらず10万円を上限とした支援で1事業者あたり1回限りの申請となります。

予算枠に限りがあります。予定額を超えた場合は、締切前でも受付を中止する場合があります。

**対象経費**

感染症拡大を防止するために要する消耗品等購入費、備品・機械装置等購入費、資材購入費  
広告宣伝費等

例：消毒液、非接触式体温計、マスク等の購入費 飛沫防止シート、パーティションの設置費  
空気清浄機、サーキュレーターの購入費 など

※令和2年4月1日以降に着手（契約・発注）した取組に必要な経費で、

令和2年4月1日から令和3年2月28日までに請求・支払行為が完了したものが対象です

**申請受付期間**

令和2年10月12日（月）～ 令和3年3月15日（月）まで

**申請方法**

必要書類を記入の上、産業振興課までご提出ください。

**申請書類の入手方法**

小値賀町役場 産業振興課 窓口に用意してあります。

小値賀町役場のホームページからもダウンロードできます。⇒ <http://ojika.net/>

分からないことがありましたら、産業振興課 までお問合せください。



コロナにきをつけようっチカ

小値賀町役場 産業振興課

担当：平、吉岡、大田

TEL：0959-56-3111